

西入間広域消防組合
特定事業主行動計画

令和8年4月

西入間広域消防組合における特定事業主行動計画

令和 8 年 4 月 1 日
西入間広域消防組合管理者

西入間広域消防組合における特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき、西入間広域消防組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 数値目標と取組内容

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、改善すべき課題について検討を行った結果、次のとおり目標を設定する。

●女性職員の割合に関する事項

（１） 総職員数に対する女性職員の割合

○各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（全職員：114 人 女性職員：3 人）

令和 7 年 4 月 1 日現在

	管理職	主席主査	主査	主任	主事	主事補
女性	0	1	0	2	0	0
男性	20	16	0	25	19	31
女性割合	0%	5.9%	0%	7.4%	0%	0%

目標 1 令和 12 年度までに女性消防吏員の比率を 10 %程度までとします。

●職員の勤務環境の整備に関する事項

(2) 既存各種制度の周知徹底

育児休業、休暇、共済組合による出産費用の給付等の経済的支援措置など、仕事と家庭の両立を支援する制度を組合内で周知し、制度の内容やその活用の在り方などに関する情報を提供する。

(3) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

○男女別の育児休業取得率

令和7年度 対象人数：男性10人 女性0人

	男性	女性
取得率	50.0%	0%

○男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和7年度

	配偶者出産休暇	育児参加休暇
取得率	60.0%	9.5%

男性職員の育児参加を促進するため、次の取り組みを行い、休暇制度等の積極的な活用を促す。

- ・育児のための休暇を取得しやすい環境の整備

妻が出産する場合の特別休暇、育児参加のための特別休暇及び年次休暇の取得の促進を図るため、管理職職員は、父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努める。

目標2 令和12年度までに男性職員の育児休業の取得率を60%以上とし女性職員の育児休業取得率100%を維持します。

(4) 年次休暇の取得の促進

管理職職員は、自ら率先した年次休暇の取得等、職員が年次休暇を取得しやすい環境づくりに努め、個々の職員の年次休暇等取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員については年次休暇の取得を促す。

○年間年次休暇取得率平均日数

令和 7 年度

勤務体系	取得日数合計	平均取得日数
日勤者（23名）	227日 4時間	9.9日
隔日勤務（98名）	1167日 4時間	11.9日

① 年次休暇の取得の促進

子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等における年次休暇の計画的取得、個々の職員の年間を通じた年次休暇等使用計画表の作成・活用などにより、年次休暇の取得促進を図る。

② 連続休暇の取得の促進

ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得等により、連続休暇の取得促進を図る。

目標 3 年次休暇を取得しやすい環境を整備し、年次休暇取得率を 10% 向上させます。

●その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策について、以下の取り組みを積極的に推進していく。

(5) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努める。

(6) 子どもとふれあう機会の充実

子どもたちの社会科見学としての職場訪問を歓迎し、小中学生の理解の増進に協力する。